

国立大学法人鳴門教育大学におけるネーミングライツ実施要項

令和6年12月11日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）におけるネーミングライツ実施に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 ネーミングライツは、本学との契約により施設等の名称に法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク等を冠した愛称（以下「愛称等」という。）を付与する権利とし、当該権利を取得した法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価（以下、「ネーミングライツ料」という。）を得ることで、民間企業等と連携する機会を拡大するほか、新たな財源の確保により本学の教育研究環境基盤の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象となる施設等は、本学が所有する土地及び建物等の中から、国立大学法人鳴門教育大学長（以下「学長」という。）が指定する。

(募集方法)

第4条 ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募による。

2 その他募集に係わる必要な事項については、別に定める国立大学法人鳴門教育大学ネーミングライツ・パートナー募集要項（以下「募集要項」という。）による。

(応募資格)

第5条 ネーミングライツ・パートナーの応募にあたっては、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び風俗営業に類似した業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する業種
- (3) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力と認められる事業者等
- (4) 国立大学法人鳴門教育大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項（平成19年10月10日学長裁定）に基づく取引停止措置を受けている事業者

(愛称等の条件)

第6条 愛称等の設定にあたっては、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 本学の信用又は品位を損なうおそれがあるもの

(4) その他教育機関として相応しくないもの

2 前項に定めるもののほか、掲載することに支障があると認めたものは掲載しない。

(審査機関)

第7条 ネーミングライツ・パートナーの公募に必要な募集要項を策定し、かつ、応募者の中からネーミングライツ・パートナーの候補者を選定するため、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(決定及び通知)

第8条 学長は、審査委員会の審査内容及び結果を尊重し、応募された愛称の採用の可否及びネーミングライツ・パートナーを決定する。

2 学長は、愛称等が決定したときは、鳴門教育大学総務委員会へ報告しなければならない。

3 学長は、応募した者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書（別記様式1号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書（別記様式2号）により通知するとともに、採用決定者について、本学のホームページ及び広報誌等に公表する。

(契約の締結)

第9条 学長は、ネーミングライツ・パートナーの決定通知後、採用決定者と契約を締結する。

(費用負担)

第10条 当該ネーミングライツに係る施設の愛称等の掲示板等の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担しなければならない。

2 協定期間の満了及び協定の解除・取消に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担しなければならない。

(ネーミングライツ料の納入)

第11条 ネーミングライツ・パートナー契約を締結した者は、ネーミングライツ料を指定された期日までに本学が指定した預金口座へ年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 学長は、前項ただし書きの場合においては、ネーミングライツ契約を締結した者と協議の上、支払方法、納入額及び納入時期等を別に定めることができる。

(愛称変更の禁止)

第12条 ネーミングライツ・パートナー契約の契約期間内における愛称等の変更は、禁止とする。ただし、学長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(契約の解除)

第13条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツの継続が困難な場合は、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ・パートナー契約解除申出書（別記様式3号）を、学長に提出しなければならない。

（契約の解除）

第14条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ・パートナー契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき
- (2) ネーミングライツ・パートナーが本学の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させた場合
- (3) ネーミングライツ・パートナーが社会的信用を著しく損なう不祥事を起こした場合
- (4) 前3号によるもののほか、本学において、ネーミングライツ・パートナー契約を継続することが困難であると判断した場合
- (5) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申し出があったとき

2 学長は、前項の規定により契約の解除を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー契約解除通知書（別記様式4号）によりネーミングライツ・パートナーに通知しなければならない。

3 前項の規定により契約の解除を行った場合、第11条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しない。

（事務）

第15条 ネーミングライツ事業に関する事務は、総務部施設課が行うものとする。

（その他）

第16条 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年1月1日から実施する。

別記様式1号（第8条関係）

鳴教大 第 年 月 号
日

殿

国立大学法人鳴門教育大学長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書

次のとおりネーミングライツ・パートナーに採用することを決定しましたので、通知します。

施設名		
愛称等		
ネーミングライツ 付与期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
ネーミングライツ料	年額	円 (税抜)
	総額 (○年間)	円 (税抜)

別記様式2号（第8条関係）

鳴教大 第 年 月 号
年 月 日

殿

国立大学法人鳴門教育大学長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツについて、次のとおり不採用とすることを決定しましたので、通知します。

施設名	
不採用理由	

別記様式3号（第13条関係）

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

ネーミングライツ・パートナー

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ・パートナー契約解除申出書

令和 年 月 日締結のネーミングライツ・パートナー契約について、次のとおりネーミングライツ・パートナーの契約解除を申し出ます。

施 設 名		
愛 称 等		
ネーミングライツ 付 与 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
ネーミングライツ料	年額	円 (税抜)
	総額 (〇年間)	円 (税抜)
契約解除の理由		

別記様式4号（第14条関係）

鳴教大 第 年 月 日
年 月 日

殿

国立大学法人鳴門教育大学長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ・パートナー契約解除通知書

年 月 日締結のネーミングライツ・パートナー契約について、次のとおり契約解除を決定しましたので、通知します。
なお、既に納入されましたネーミングライツ料については返還しません。

解 除 年 月 日	
解 除 理 由	